



# 三重県公報

県章

昭和57年1月5日 火曜日

号外

## 目次

### 通告告示

- 審査申立てについての裁決 (選挙管理委員会) 1



### 三重県選挙管理委員会告示第1号

昭和56年6月19日付けで三重郡川越町大字豊田1634の1 牧野達美外13名から提起された昭和56年2月1日執行の川越町長選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てについて、昭和56年12月24日裁決したので公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により、次のとおり告示する。

昭和57年1月5日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田 利一

### 裁 決 書

三重県三重郡川越町大字亀尾新田四五番地の1

審査申立人 牧 野 宏 美  
四五才

三重県三重郡川越町大字南瀬崎四二九の1

審査申立人 松 岡 紀 生  
四一才

三重県三重郡川越町大字南瀬崎一六〇

審査申立人 駒 田 孝 吉  
六五才

三重県三重郡川越町大字当新田五九三の二

審査申立人 牧 野 重 広  
四二才

三重県三重郡川越町大字当新田六八二の1

審査申立人 伊 藤 孝 次  
四四才



三重県三重郡川越町大字高松九八五の八

審査申立人 古市 濟 七四才

三重県三重郡川越町大字豊田二五三

審査申立人 飯田 勝 祐 四〇才

三重県三重郡川越町大字当新田五六一番地の五

審査申立人 牧野 拓 美 四一才

三重県三重郡川越町大字亀尾新田一四二番地

審査申立人 石川 進 一 五八才

三重県三重郡川越町大字高松六一五番地

審査申立人 渡辺 徳之助 六九才

三重県三重郡川越町大字豊田四〇〇番地

審査申立人 羽田 豊 治 四〇才

三重県三重郡川越町大字天神町三六八

審査申立人 菅原 照 美 四九才

三重県三重郡川越町大字高松八二七

審査申立人 伊藤 平 作 三八才

三重県三重郡川越町大字豊田一六三四の一

審査申立人 牧野 達 美 四九才

右審査申立人総代 松岡 紀生 渡辺 徳之助 牧野 達 美

右審査申立人が、昭和五十六年六月一九日付けをもって申立てた、同年二月一日執行の川越町長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立ては、これを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」といふ。)のうち牧野宏美は、外三名と連名(外三名については、後日取下げ)して、昭和五十六年二月一日執行の川越町長選挙(以下「本件選挙」といふ。)における選挙の効力について、同月二日川越町選挙管理委員会(以下「町委員会」といふ。)に対し、異議の申出をしたところ、町委員会は、同年六月一日この異議の申出を棄却する旨の決定をした。申立人は、この決定を不服として、町委員会に対し審査の申立てをしたものであつて、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙の開票事務に関し、

- (一) 開票事務に従事中に、開票事務従事者のうち二、三名が、許可なしにみだりに席をはずして外出したり、隣室へ往来したりした。
- (二) 最終の開票の際、既に、開票作業が終了していたにもかかわらず、一時三〇分余も開票結果の発表を遅らせ、その間に、開票事務従事者のうち二、三名が、こそこそと立話をしたり、動き廻る等異様な行動をとり、その投票を不正に操作した疑いがある外、有効投票の計算並びに投票の効力の判断についても誤りがあった。

二 蔵田昭雄は、

- (一) 公職選挙法(以下「公選法」といふ。)及び地方公務員法により、政治的行為が制限されているにもかかわらず、一九八一年一月三日付け自治労三重(号外)を発行した上、これに、川越町職員組合委員長名義で、本件選挙で候補者太田たかし(以下「太田候補」といふ。)の選挙を有利にする記事を掲載した。
- (二) 右自治労三重を、川越町内全域に戸別頒布した。

以上の同行為は、公選法第三三九条の二、第二五一条の二、同条の三、第一三六条の二及び第三三三条の二並びに地方公務員法第三六条及び第二九条に違反するものである。

三 町委員会は、川越町当局が一方的に、蔵田昭雄や町職員を本件選挙の事務従事者に選任してきたにもかかわらず、それに対して注意、警告もせず、蔵田昭雄や右役場職員を主役にして本件選挙の選挙事務を行わせたことは、選挙事務の公正を欠いたものである。

四 宮田完一は、当時、川越町の町長の地位にありながら、

- (一) 昭和五十五年二月九日、太田候補の後援会結成式に出席し、その地位を利用して、同候補に有利な選挙演説を行った。
- (二) 同年二月三日付け太田たかし後援会報特号(以下「後援会報」といふ。)に、自己の写真と談話を掲載した。
- (三) 川越町役場庁舎内で、同町職員に、太田候補への投票を依頼し、知人

親戚等へ働きかけるように強く依頼した。

四 同町区長会で、投票日前日の一月三十一日には、町内の各公民館は、選挙演説会場として貸与しない旨の区長会申合せができていたにもかかわらず、同夜天神町公民館を、太田候補の演説会場として使用することに便宜を与え、他方、候補者牧野たつみ(以下「牧野候補」という。)に対しては、同夜豊田一色公民館の使用の申し出を拒否したため、同候補は非常に不利になった。

四 同夜天神町公民館で開催された右太田候補の演説会において、同候補のために有利な応援演説を行った。

以上の各行為は、公選法第三三六条の二(公務員の地位利用による選挙運動の禁止)の規定に違反するものである。

五 佐藤博は、後援会報に、太田候補の選挙を有利に導く記事及び太田候補の写真並びに宮田完一川越町長の地位利用にわたる記事及び写真を掲載し、昭和五十六年一月一〇日、川越町内に戸別訪問し、無差別に配布した。

六 太田候補は、右後援会報を戸別訪問して配布した。

裁決の理由

申立人の審査の申立ては、これを受理し、当委員会において審査した結果は、次のとおりである。

この審査の申立ては、本件選挙の効力に関する主張のほか、申立理由一の(1)に記載のとおり、その後半において、本件選挙の投票を不正に操作し、両候補の得票数の計算及び投票の効力の判断に誤りがある旨の主張も含まれていると解されるので、太田候補の当選の効力に関する主張についても判断する。

なお、審査に当たっては、町委員会から弁明書及び関係書類の提出を求め、申立人から反論書を徴した上、申立人総代等三名から意見を聴取し、警察本部に事実関係の照会をするとともに、町委員会の委員長宮田幸男、書記長牧野信雄、前書記駒田一敏及び書記城田政幸の各証言を求め、更に、現地において全投票の検証を行う等して審査した結果は、次のとおりである。

第一 選挙無効の申立について

まず本件選挙は、昭和五十六年二月一日執行されたこと、本件選挙の候補者は、太田候補と牧野候補の両名であったこと、同選挙の開票事務は、同時に執行された川越町議会議員補欠選挙の開票事務と並行して、公選法第七九条第一項の規定により、選挙会の事務に合わせて行われたこと、選挙会は、同日午後七時三〇分から川越町中央公民館二階大研修室において開会され、同日午後九時三八分に閉会されたこと、選挙長には、宮田幸男、選挙立会人には、清水主雄(太田候補の届出による者)、牧野拓美(牧野候補の届出による者)及び片山重雄(選挙長の選任した者)の三名が、それぞれ適法に届出又は選任された

ことは、選挙録その他の関係書類によつて認められる。

一 申立理由一について

(1) 申立人は、開票事務に従事中に、事務従事者中の二、三名の者が、みだりに席を離れたり、外出したり、隣室を往来した旨を主張しているのので、この点について判断する。

1 まず、本件選挙の開票事務については、予めその分担者を定め、(1) 開票係兼枚数点検係として八名、(2) 内容点検係として四名、(3) 専任投票点検係として一名、(4) 疑問票按分係として二名、(5) 計算係として二名、(6) 連絡係として一名、(7) 参観人係として二名、その他に、補助予備員(事務局)三名と総括指揮者一名が配置されていたこと、更に、開票事務従事者は、作業については、全員が相互に連帯的に連絡、協力をするように指示されていたこと等が認められる。

したがつて、連絡係のように、票を各係に回付するために会場内を動き廻っている者以外の係員においても、時には、意見を交わしたり、席を離れて手助けをする等の言動があつたからといつて、これをもつてその事務の範囲を逸脱した行為であるといえないことは明らかである。

2 特に、本件選挙においては、開票速報掲示板を、選挙会務内に一個所、本件選挙会場外である川越町中央公民館二階休憩所(距離約五メートル)と、右選挙会場に隣接する川越町役場庁舎玄関内にそれぞれ一個所の、合計三個所に設けられてあつて、開票発表の都度、両候補の得票数や集計を記入していたこと、右の事務については、前記の補助予備員三名のうち二名が、選挙会務内の掲示板係と右会場外の掲示板係に分れて担任していたこと、その作業の手順内容については、まず場内掲示板係において、計算係からその集計表を受け取り、それに基づいて場内掲示板に記入した後、右集計表を会場外掲示板係に交付し、次に同係において、右集計表に基づいて右休憩所内掲示板に記入した後、直ちに選挙会場に隣接する応接室から、電話で町役場庁舎に待機中の係に連絡して、同係員によつて、右役場庁舎の掲示板に記入していたこと等が認められる。

以上のとおり、開票事務従事者が、相互に連帯等のために言葉を交わしたり、選挙会務内を往来したり、会場外に出入りすることのあるのは、その事務を遂行するための当然の行為であつて、申立人が主張しているような理由のない職務の範囲を逸脱している雑談や離席等については、これを認めるに足る証拠はない。

(2) 次に、申立人は、最終の開票発表の際、異常に長時間を要したと主張しているのので、この点について判断する。

開票事務は、前記投票日当日の午後七時三〇分に開始され、中間発表の第一回は午後八時〇〇分、太田候補三〇〇票、牧野候補三〇〇票、第二回は同八時二〇分、太田候補集計八〇〇票、牧野候補集計八〇〇票、第三回は同八時四〇分、太田候補集計一、四〇〇票、牧野候補集計一、四〇〇票、第四回は同九時〇〇分、太田候補集計二、二〇〇票、牧野候補集計一、九〇〇票、第五回は同九時二〇分、太田候補集計二、七〇〇票、牧野候補集計二、七〇〇票、最終確定発表は同九時三八分、太田候補集計三、〇九九票、牧野候補集計三、〇一一票、無効投票五六票であったこと等が認められる。

開票発表の事務は右のとおりであつて、最終の発表も長時間を要したとも認められないし、その他異常な行動を認めるに足る証拠もない。

以上のとおりであつて、開票の事務従事者に、選挙の無効原因となる規定違反があつたとは認められないので、申立人の以上の各主張は採用できない。

二 申立理由三について

(一) 申立人は、蔵田昭雄が公選法や地方公務員法により政治的行為が制限されているにもかかわらず、川越町職員組合委員長として前記自治労三重を発行した上、太田候補の選挙を有利にする記事を掲載したと主張している。この点について判断する。

右蔵田昭雄が、当時川越町職員(地方公務員)であつて、川越町職員組合の執行委員長であつたこと、右自治労三重に、川越町職員委員長蔵田昭雄名義で、太田尚を臨時総会で推せん決定をした旨、組合員の一層の努力と支援を訴える旨の記事が掲載されていることが認められるが、右自治労三重の発行所は、全日本自治団体労働組合三重県本部で、発行人は川本重樹、編集人は小平啓次であることが認められ、発行人及び編集人はいずれも蔵田昭雄でないことは明らかであるから、同人がこれを掲載したとはいえないが、同人がこれを掲載させたものであることは、容易に推認することができる。

しかし、職員組合は、組合員の給与、勤務時間その他の勤務条件の維持改善を図り、組合員の経済的、社会的地位の安定向上を図ることを目的として組織されたものであつて、政治的な団体でないことは明らかであるから、右職員組合の執行委員長になつたり、右委員長の地位で、前記のような記事を右自治労三重に掲載させたからといって、地方公務員法第三六条(政治的行為の制限)の規制や公選法の規制に抵触するものでないことは明らかである。

仮に、右記事を掲載させたことをもつて、選挙運動の取締規定に抵触す

るとしても、個々の取締規定違反や右地方公務員法違反は、一般的には、公選法第二〇五条の選挙無効の原因となる「選挙の規定違反」には含まれないと解すべきであるから、右の事実をもつては、同条にいう選挙の規定違反とは認められない。

(二) 次に、蔵田昭雄が右自治労三重を川越町内全域に頒布したとの点については、警察本部の回答によつても、これを認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠もない。

したがつて、申立人の以上の主張は採用できない。

三 申立理由三について

申立人は、川越町長が、右蔵田昭雄や町の職員を、一方的に本件選挙の事務従事者に選任してきた等の主張について判断する。

町委員会の職員は、平常は常勤として、同町の職員が兼務で、書記長一名と書記二名であること、本件選挙に際して、必要とする人員を臨時に補充したこと、その人員の大部分の二〇名は、蔵田昭雄を含めて同町の職員であつたこと等が認められるけれども、この選任については、まず町委員会において、過去の選挙の際の人員配属等を基本にしてその人数を決定した上、地方自治法第一八〇条の三、同条の七、公選法第二七三条の各規定にしたがつて、町長と協議して人選した上、本件選挙の事務従事者に委嘱したものであることが認められ、何ら違法な点は認められない。また、それがため選挙執行事務について、公正を欠いたと認めるに足る証拠もない。

なお、右蔵田昭雄は、当時川越町職員組合の執行委員長の地位にあつたからといつて、前記のとおり、右地位にある者が、選挙事務に従事することについては、それを禁止し、又は制限する規定はないし、また、それが選挙事務従事者として不適任であるとの理由にもならないので、申立人の右主張は採用できない。

四 申立理由四について

申立人は、当時の川越町の町長であつた宮田完一が、太田候補のために次のような地位利用による選挙運動をしたと主張している。この点について判断する。

(一) 同候補の後援会の結成式で、地位を利用して選挙運動を行ったとの点については、宮田完一が、右結成式に出席して祝辞を述べたことは認められるが、これは、同候補の後援会結成式に来賓として出席した際のものであつて、同後援会の内部的なものであり、一般選挙人に対するものでもない。このため、これをもつて選挙運動と解することはできない。

しかも、右の祝辞の内容は、町の翌年度の事業計画の一部の紹介と、同候補の人格や経歴等の紹介にとどまり、町長としての地位を背景にし

て、その影響力又は便益を利用したものは到底認められない。

(イ) 前記後援会報に、宮田完一の写真と右祝辞を掲載したとの点については、右後援会報に同人の写真や祝辞の掲載してあることは認められるが、右後援会報の編集、発行人は同人でないことが認められるのみならず、仮に、同人が右後援会報に写真や祝辞を掲載させたとしても、これのみをもつて、公選法の取締規定に抵触するものと解されないことは、前記によつても明らかである。

(ロ) 部下の職員に対して、太田候補への投票と、知人、親戚等へも同候補への投票を、強く働きかけたとの点については、これを認めるに足る証拠はない。

(ハ) 天神町公民館を、太田候補の演説会場として使用することに、便宜を与えたとの点については、同候補が、演説会場として使用したことは認められるが、同公民館は、川越町所有の建物ではなく、天神区の所有の施設であり、かつ、その使用許否については、同区長の権限であつて、町長にはその権限のないことが認められるのみならず、宮田完一が、この貸与に便宜を与えたり、これに関与したと認めるに足る証拠はない。

他方、牧野候補が投票日の前夜、豊田一色公民館を演説会場に使用しようとしたが、拒否されたとの主張については、これを認めるに足る資料はない。仮に、そのような事実があつたとしても、前記のとおり、宮田完一にはその権限のないことは明らかであるばかりでなく、同人が、それに関与していたと認めるに足る資料もない。

(ニ) また、宮田完一は、同夜天神町公民館で、太田候補のために応援演説をしたとの点については、これを認めることができるが、その内容において、地位利用による演説であると認めるに足る証拠がなく、単に同候補の応援演説を行つたというだけでは、公選法の規制に抵触するものでない。以上のとおりであるから、申立人の以上の各主張は採用できない。

五 申立理由五について

佐藤博が、太田たかし後援会長であり、後援会報の発行責任者であつたこと及び後援会報の中で、太田候補の写真及び挨拶文並びに宮田完一の写真及び祝辞が掲載されていることについては、これを認めることができるが、後援会長が自ら、後援会報の発行責任者となること及び後援会のための記事を掲載すること自体は、通常の後援団体の政治活動として許容されるものである。

また、町内に戸別訪問し、後援会報を無差別に配布したとの主張については、警察本部の回答によつても、これを認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠もない。

したがつて、申立人の主張は採用できない。

六 申立理由六について

太田候補が戸別訪問をして、後援会報を自ら配布したとの主張については、警察本部の回答によつても、これを認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠もない。

したがつて、申立人の主張は採用できない。

上記記載のとおり、いずれも選挙の規定に違反した事実は認められないので、本件選挙を無効とする申立人の主張は採用できない。

第一 当選無効の申立てについて

申立人は、開票事務従事者によつて、投票が不正に操作された疑いがある旨、及び同候補の有効投票数の計算並びに投票の効力の判断に誤りがあつた旨主張しているので、以下この点について判断する。

当委員会、当選無効の事実を審査するため、前記の外、特に、町委員会が保管する本件選挙の全投票の検証を行い、同候補の得票数の計算及びその効力の判断並びに無効票についての検討等を行つた結果は、次のとおりである。

一 同候補の有効得票数の計算については、太田候補の得票数については、本件選挙の選挙会が決定したとおり三〇九九票であつて、計算上において誤りのないことが認められたが、牧野候補の得票数の中には、太田候補の得票一票が混入していたことが認められたので、同候補の得票数は、右選挙会が決定した三〇一票より一票少ない三〇〇票であることが認められた。

二 太田候補の有効投票について

太田候補の前記有効投票三〇九九票中の効力決定投票九票の中に、

- (イ) 「太田隆」と記載されたもの 一票
- (ロ) 「太田ひろし」と記載されたもの 一票
- (ハ) 「太田さとし」と記載されたもの 一票

の合計四票が含まれていたことが認められたが、他に申立人の主張するような疑問のある投票は、認められなかつた。

そこで、右四票の効力について検討すると、

右(イ)の「太田隆」と記載された投票については、候補者太田たかしの「たかし」と、発音においても一致しており、また「たかし」を漢字で書く場合には、「尚」より「隆」の方が一般に使用されていること、立候補に際し名を「たかし」と仮名書きの届出をしていたこと等を併せ考えると、その漢字は「隆」と誤解していたものと解されるので、太田候補の有効投票と認める。

右(ロ)の「太田ひろし」と記載された一票については、太田候補の名である「たかし」と、字形、音感ともに類似性がないので、この一票は、候補者で

ない者の氏名を記載したものと解されるので、無効と認める。

右白の「太田さとし」と記載された一票についても、右白と同様の理由により無効と認める。

三 牧野候補の有効投票について

牧野候補の前記有効投票三、〇一〇票中の効力決定投票二三票の中に、

(ア) 「ままだ」と記載されたもの 一票

(イ) 「牧野」と記載されたもの 一票

の二票が含まれていたことが認められたが、他に異常な投票は認められなかった。

そこで、右二票の効力について検討すると

「ままだ」と記載された投票については、「まきの」の誤記と認められるので、牧野候補の有効投票と認める。

次に、「牧野」と記載された投票については、牧野を「まる」で囲んでいる右の「まる」は、意識的に記載したものと認められるので、この投票は、氏名の外、他事を記載したものと無効と認める。

四 本件選挙における無効投票五六票については、その枚数において計算上の誤りも認められず、その中に有効投票も認められなかった。

五 右のとおりであつて、両候補の得票数を再計算すると次のとおりである。

(一) 太田候補の得票数は、本件選挙の選挙会が決定した得票数三、〇九九票に、牧野候補の得票の中に混入していた一票を加えた三、一〇〇票から、前記第二の二の(イ)の二票と同白の一票の計三票を減じた三、〇九七票である。

(二) 牧野候補の得票数は、本件選挙の選挙会が決定した得票数三、〇一一票から、前記第二の一の右得票中に混入していた太田候補の得票一票と、前記第二の三の(イ)の一票の計三票を減じた三、〇〇九票である。

以上のとおり、太田候補の得票数は三、〇九七票であり、牧野候補の得票数は三、〇〇九票であつて太田候補の得票数は、牧野候補の得票数を八八票上回っているため、太田候補の当選の効力に異動を生じないことは明らかであるから、両候補の当選を無効とする申立人の主張は認めることができない。

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がなく、町委員会のなした決定は、結局のところ正当と認められる。

よつて主文のとおり裁決する。

昭和五十六年十二月二十四日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田 利一

毎週火、金曜日発行

購読料 1冊月 1,400円

1冊年 16,800円

昭和57年1月5日印刷発行

津市広町13番地

印刷 三重県総務部学事文書課